



日本における
サステナビリティ
報告
2019

目次

エグゼクティブサマリー	1
1. 調査概要	3
1-1. 調査の目的および対象	3
1-2. 調査の方法	3
2. サステナビリティ報告の全般的状況	4
2-1. サステナビリティレポートの発行の状況	4
2-2. サステナビリティ報告の開示方法	6
2-3. 第三者保証	7
2-4. 報告ガイドラインの利用	9
2-5. バウンダリ	10
2-6. 報告内容の決定プロセスと重要課題の開示	11
3. 個別報告項目	12
3-1. 温室効果ガス排出量に関する開示	12
3-2. 水資源に関する開示	14
3-3. 人権に関する開示	15
3-4. 紛争鉱物に関する開示	16
3-5. 人材の多様性に関する開示	17
3-6. SDGsに関する開示	18
4. おわりに	19

エグゼクティブサマリー

2020年1月の時点で日経225の構成銘柄となっている225社の日本企業が2019年に開示したサステナビリティ情報を対象とし、報告の実態を調査した。主要な調査結果は以下のとおりである。

サステナビリティ報告の全般的状況

- 225社のうち218社（97%）がサステナビリティ報告を行っており、この比率は過去3年間と同様の水準にある。
- サステナビリティ情報を含むアニュアルレポートと独立したサステナビリティレポートの2種類のレポートを発行している企業が増え、報告企業の78%（171社）となった。サステナビリティ情報を含むアニュアルレポートのみを発行している企業（26社）は減少傾向にある。
- 非財務情報の信頼性に対する情報利用者の要請の高まりを受け、第三者保証を受ける企業は継続的に増加している。非財務情報に対して第三者保証を受けている企業は133社となり、開示企業の61%となった。
- GRIスタンダードへの準拠を明確に宣言している企業は34社であり、昨年（35社）とほぼ同じ結果となった。
- 情報利用者の要請に応えるべく、多くの日本企業が環境パフォーマンスデータの開示の範囲を拡大している。単体や国内グループ会社だけでなく、海外グループ会社までを含めたグローバルベースで環境パフォーマンスデータを開示している企業は、前年の141社から149社へと拡大している。
- 重要課題を最初に明確にした上で、それを起点として目標設定を行い、取組や実績を開示するということが日本企業の間でも定着しつつある。重要性の決定プロセスと重要課題を開示する企業は157社となり、開示企業の72%となった。

個別報告項目

- 177社（81%）の企業が温室効果ガス排出量の削減目標を開示している。自動車、電力・石油・ガス、機械、繊維の4業種で削減目標を開示する企業の割合が100%であるのに対し、銀行・証券・保険・その他金融（47%）やサービス（50%）、鉄鋼（50%）では削減目標を開示している企業の割合が低い。2050年の削減目標を開示している企業は前年から1社増え40社となった。
- 気候変動に伴うリスクについて、自社がどのように識別、評価、および管理しているかについて説明している企業は58社（27%）、気候変動のリスクと機会をもたらす自社の事業、戦略、財務計画への影響を説明している企業は74社（34%）であった。今後はTCFD提言を踏まえた情報開示を行う企業が増えていくと考えられる。
- 189社（87%）が水使用量を開示しており、71社（33%）は水使用量に関する目標設定を行っている。
- サプライチェーンにおける人権リスク評価や人権デューデリジェンスのプロセスを開示している企業は89社（41%）、モニタリングの結果を開示している企業は41社（19%）であり、前年からそれぞれ増加した。サプライチェーンにおける人権リスクを重大に捉え、サプライチェーンでの人権配慮への対応を進めている企業が増加していると考えられる。
- 女性管理職比率を開示している企業は187社（86%）であり、138社（63%）が女性管理職比率の目標値を開示している。一方で、役員女性の比率の目標値を開示している企業は16社（7%）であった。女性の登用に関する取組や目標、各階層の男女比率に関する開示が進むなかで、役員における女性比率の目標開示は進んでいない。
- 自社活動をSDGsに関連付けて説明している企業は119社（55%）から150社（69%）へと大幅に増加しており、SDGsに基づく重要課題の分析や見直し、SDGsに基づく目標設定を実施している企業も着実に増えている。しかし、既存の取組とSDGsとのマッピングを行うに留まっている企業が多く、SDGsに基づく目標を設定している企業は83社（38%）とまだ少ない。



1 調査概要

1-1. 調査の目的および対象

本調査は、日本を代表する企業によるサステナビリティ報告の実態についてさまざまな角度から定点観測し、その動向と課題を明らかにすることを目的として2010年から毎年継続的に実施しており、今回が10年目の調査となる。

本調査では、2020年1月の時点で日経225の構成銘柄となっている日本企業225社が2019年に開示したサステナビリティ情報を対象としている。日経225は全36業種で構成されているが、調査の目的を踏まえ、本調査では以下の21業種に区分している。

業種	会社数	業種	会社数
食品	11	建設	9
繊維	4	小売業	8
化学	18	銀行・証券・保険・ その他金融	21
医薬品	9	鉄道・バス	8
電力・石油・ガス	7	通信	6
窯業	8	サービス	12
鉄鋼	4	商社	7
非鉄・金属	11	精密機器	5
機械	15	不動産	5
電気機器	27	その他	20
自動車	10	合計	225

1-2. 調査の方法

本調査は、前述の調査対象企業が冊子やウェブサイトで公表している「サステナビリティレポート」を対象とし、2020年1月から2020年2月の期間で実施した。

本調査における「サステナビリティレポート」の定義は、企業が自らの環境的側面や社会的側面に関連するパフォーマンスについて、ステークホルダーに対して定期的に報告するために発行している媒体としており、環境的側面のみが報告対象となっているレポートを含む。また、CSR報告書、社会・環境報告書等の報告書のタイトルは問わない。

さらに、サステナビリティ報告の形態が多様化している実態を踏まえ、単独で発行されているサステナビリティレポートだけではなく、サステナビリティ報告が財務報告に統合されているアニュアルレポートや、冊子やPDFの形態は採らずにHTMLの形式でのみ開示されているレポートも「サステナビリティレポート」の定義に含めている。ただし、HTMLの形式でのみ情報が開示されている場合には、報告対象組織（バウンダリ）や対象期間といった要素が記載されている場合に、サステナビリティレポートを発行していると判断している。

なお本レポートの文中に記載している割合（%）については、特に言及がない場合は分母をサステナビリティレポートを発行している企業（以下、「報告企業」という）の社数（本年調査においては218社）としている。

2 サステナビリティ報告の全般的状況

報告企業の78%（171社）がサステナビリティ情報を含むアニュアルレポートと独立したサステナビリティレポートの2種類のレポートを発行している。

サステナビリティ情報に信頼性を付与する第三者保証は着実な広がりを見せており、2019年は133社（61%）のサステナビリティレポートが第三者保証を受けている。

2-1. サステナビリティレポートの発行の状況

調査対象とした225社のうち、218社（97%）がサステナビリティレポートやアニュアルレポートでサステナビリティ情報を開示している。2013年以降、報告企業の割合は95%前後で安定的に推移している（図1）。業種別にみると、報告企業の割合は多くの業種において100%に達しているが、機械、小売業、銀行・証券・保険・その他金融、サービスなどで、サステナビリティレポートもしくはサステナビリティ情報を含むアニュアルレポートの発行を行っていない企業がある（表1）。

図1 サステナビリティレポートの発行の状況

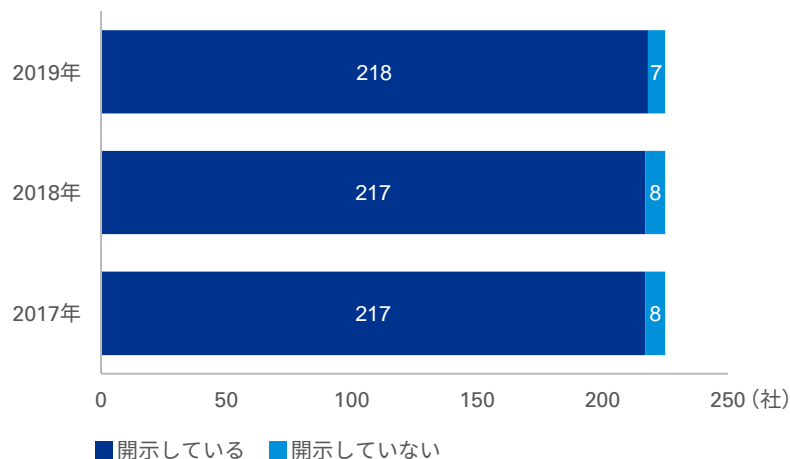


表1 サステナビリティレポートの発行の状況（業種別）

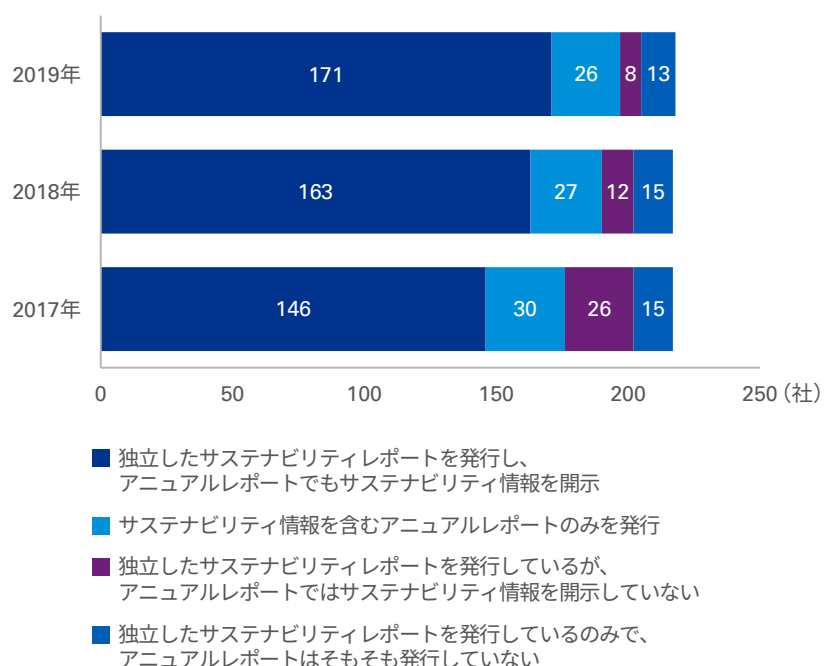
業種	会社数	発行あり	発行なし	割合
食品	11	11	0	100%
繊維	4	4	0	100%
化学	18	18	0	100%
医薬品	9	9	0	100%
電力・石油・ガス	7	7	0	100%
窯業	8	8	0	100%
鉄鋼	4	4	0	100%
非鉄・金属	11	11	0	100%
機械	15	14	1	93%
電気機器	27	27	0	100%
自動車	10	10	0	100%
建設	9	9	0	100%
小売業	8	7	1	88%
銀行・証券・保険・その他金融	21	20	1	95%
鉄道・バス	8	8	0	100%
通信	6	6	0	100%
サービス	12	9	3	75%
商社	7	7	0	100%
精密機器	5	5	0	100%
不動産	5	5	0	100%
その他	20	19	1	95%
合計	225	218	7	97%

2.2. サステナビリティ報告の開示方法

サステナビリティ情報を含むアニュアルレポートを発行し、独立したサステナビリティレポートを別途発行している企業は前年の163社から171社に増加した。一方で、サステナビリティ情報を含むアニュアルレポートのみを発行している企業（26社）は減少傾向にある（図2）。また本調査において、報告対象組織（バウンダリ）や対象期間といった要素が記載されていないため、独立したサステナビリティレポートを発行していないと判断した企業においても、HTMLやPDF等でESG情報を開示している事例があった。ESG投資家をはじめとする幅広いステークホルダーの情報ニーズに対応すべく、アニュアルレポートにおいてサステナビリティ情報を開示するだけでなく、独立したサステナビリティレポートにおいて詳細なサステナビリティ情報を開示する企業が増えていると推察される。

アニュアルレポートの中でサステナビリティ情報を開示している企業（197社）のうち、「統合報告」であると述べている企業は前回（115社、61%）から21社（8ポイント）増加し136社（69%）となり、International Integrated Reporting Council（IIRC）の統合報告フレームワークを参照している企業は前回（79社、42%）から14社（5ポイント）増加し93社（47%）となっている。

図2 サステナビリティ報告の開示方法



2-3. 第三者保証

非財務情報への第三者保証は、企業の環境パフォーマンスや社会パフォーマンスに対する信頼性の付与を主な目的として実施される。近年、非財務情報の信頼性に対する情報利用者の要請の高まりを受け、第三者保証を受ける企業は継続的に増加している。2019年に非財務情報に対して第三者保証を受けている企業は133社（61%）となり、前年から23社（10ポイント）の増加となった。第三者保証を受ける企業数は確実に増加している。

業種別にみると、小売業と商社すべての企業が第三者保証を受けているのに対して、鉄鋼、鉄道・バスでは第三者保証を受けている企業がそれぞれ1社に留まっている（表2）。

環境パフォーマンス指標と社会パフォーマンス指標の第三者保証を受けている企業は年々増加している一方で、環境パフォーマンス指標を保証対象としている企業のうちの約1/3はGHG排出量のみを保証対象としている（図4）。情報利用者が関心を持つ企業の環境パフォーマンスはGHG排出量だけであるとは限らないことを考慮すれば、GHG排出量以外の重要な環境パフォーマンス指標に対しても保証を受ける企業が増加することが期待される。

図3 ESG情報を開示している企業のうち第三者保証を受けている企業数

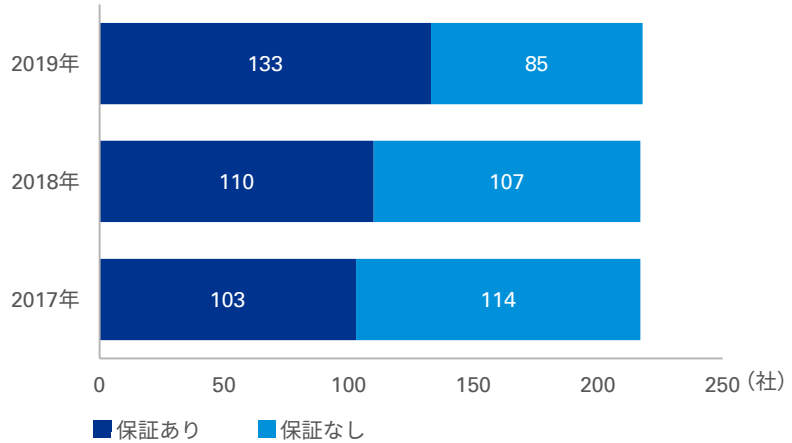
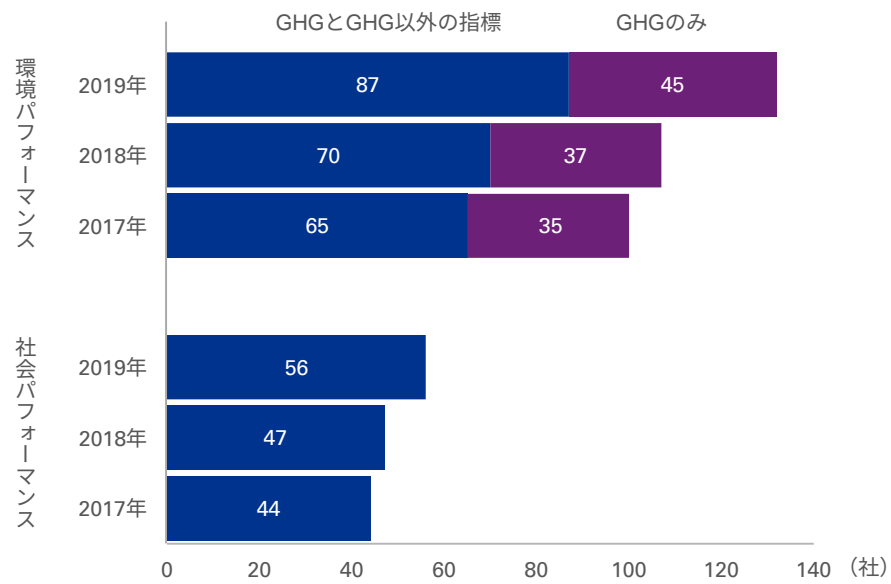


表2 第三者保証を受けている企業（業種別、降順）

業種	会社数	保証あり	保証なし	割合
小売業	7	7	0	100%
商社	7	7	0	100%
医薬品	9	8	1	89%
化学	18	13	5	72%
電気機器	27	19	8	70%
食品	11	7	4	64%
非鉄・金属	11	7	4	64%
精密機器	5	3	2	60%
不動産	5	3	2	60%
電力・石油・ガス	7	4	3	57%
機械	14	8	6	57%
建設	9	5	4	56%
繊維	4	2	2	50%
窯業	8	4	4	50%
自動車	10	5	5	50%
通信	6	3	3	50%
銀行・証券・保険・その他金融	20	9	11	45%
サービス	9	3	6	33%
鉄鋼	4	1	3	25%
鉄道・バス	8	1	7	13%
その他	19	14	5	74%
合計	218	133	85	61%

図4 環境・社会パフォーマンス指標に対する保証

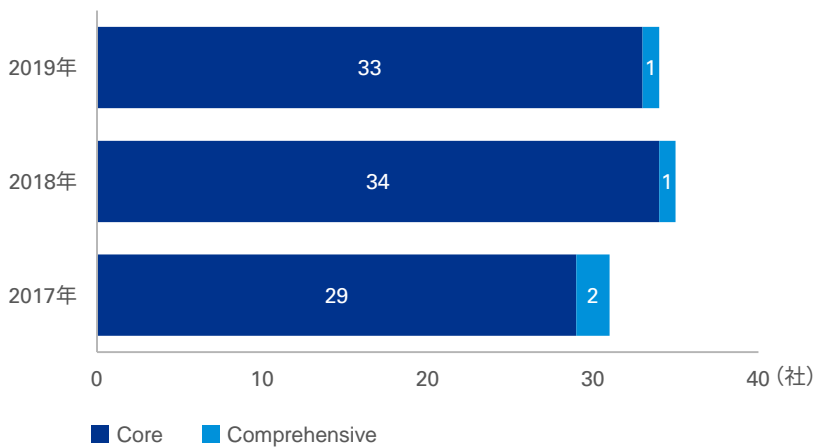


2.4. 報告ガイドラインの利用

報告ガイドラインとして広く利用されているのはGRIスタンダードや環境省の「環境報告ガイドライン」である。GRIスタンダードの利用に際しては、Comprehensive（包括）またはCore（中核）のいずれかのレベルの準拠規準を満たすか、完全には準拠規準を満たさずに利用するかの選択肢が示されており、完全には準拠規準を満たさない利用の場合にも、利用したスタンダードの名称と項目、発行年を記載することなどが示されている。

GRIスタンダードを利用している企業は152社あるが、Comprehensiveの水準で準拠している企業は1社、Coreの水準での準拠を宣言している企業は前年から1社減り33社となった（図5）。サステナビリティ報告においてGRIスタンダードを参考に行っている企業は多いが、ComprehensiveまたはCoreの水準で準拠していると説明している企業は少数に留まっている。

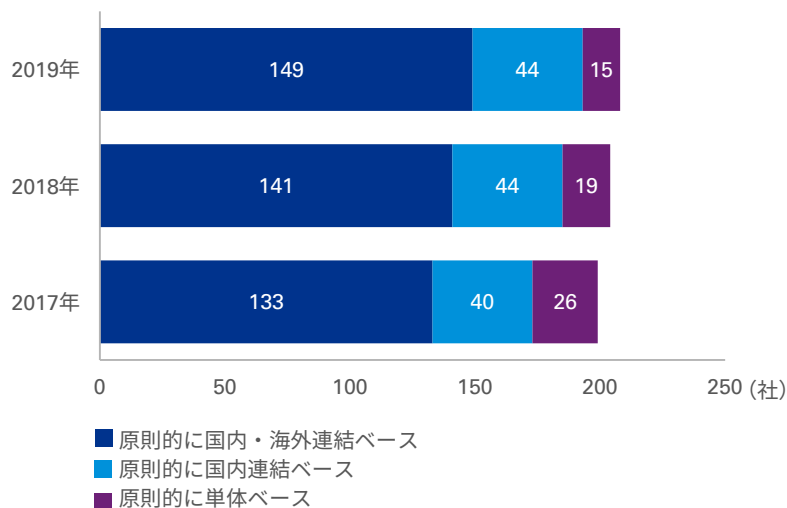
図5 GRIスタンダードへの準拠を宣言しているサステナビリティレポート



2-5. バウンダリ

情報利用者の要請に応えるべく、多くの日本企業が環境パフォーマンスデータの開示の範囲（バウンダリ）を拡大している。単体や国内グループ会社だけでなく、海外グループ会社を含めたグローバルベースで環境パフォーマンスデータを開示している企業は前年から8社増え、2019年は149社であった。国内連結ベースで開示している企業は前年の44社から変わらないが、国内単体ベースで開示している企業が前年から4社減って15社となった（図6）。国内・海外を含めた連結ベースでの情報開示は投資家にとって有用な情報となることから、グローバルベースで環境パフォーマンスデータを開示する企業が、今後も増えていくことが予想される。

図6 環境パフォーマンス指標のバウンダリ

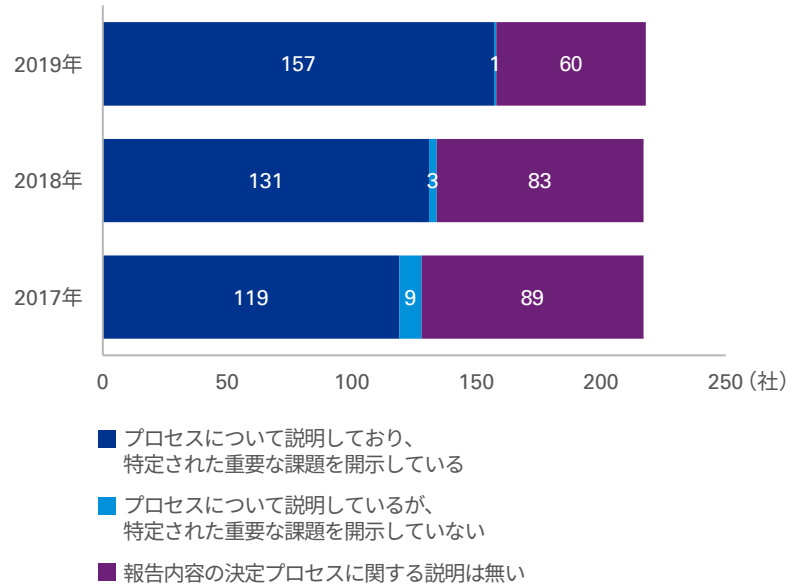


2-6. 報告内容の決定プロセスと重要課題の開示

サステナビリティに関連する課題は多岐にわたるが、個々の企業にとってすべての課題が等しく重要であるわけではない。サステナビリティ情報の利用者は、将来的な企業価値や社会に大きなインパクトを及ぼす（可能性のある）重要な課題に関する情報を得たいと考えており、そのような重要な課題にフォーカスされた情報開示を企業に期待している。したがって、企業自らがどのように個々のサステナビリティ課題の重要性を検討し、結果としてどのような課題を重要課題として特定したかという情報は、情報利用者のニーズにかなうものである。

重要性の決定プロセスと特定された重要課題について開示している企業は前年の131社から157社に増加した（図7）。また、決定プロセスに関する説明がなかった60社のうち26社は、特定された課題を開示しており、2019年は合計で183社（84%）が重要課題を開示している。特に業種が「銀行」の11社において、特定された重要課題を開示した企業が前年の3社から8社に増えた。

図7 サステナビリティ報告内容の決定プロセスの説明の有無と重要課題の開示状況



3 個別報告項目

気候変動、水資源、人権、紛争鉱物など、企業が自らの操業やサプライチェーンにおけるリスクとして対応する責任が問われる領域が拡大している。本調査ではこうした個別課題に関する開示状況の推移を分析した。

3-1. 温室効果ガス排出量に関する開示

温室効果ガス排出量の削減目標を開示している企業は増加しており、2019年は177社（81%）となった（図8）。業種別にみると自動車、電力・石油・ガス、機械、繊維の4業種で開示割合が100%になっているのに対して、銀行・証券・保険・その他金融（47%）やサービス（50%）、鉄鋼（50%）では開示している企業の割合が低い。

2021年から2030年までの期間内で目標年を設定している企業は前年から6社増加し、99社となり、さらに2031年以降で目標年を設定している企業は前年から1社増加して43社となった（図9）。なお、温室効果ガス削減目標を設定した企業のうち101社は複数の目標年を設定しており、2021年から2030年までと2031年以降の両方の期間内で目標年を設定している企業は34社であった。2015年12月に採択されたパリ協定、2016年5月に閣議決定された「2030年度までに13年度比で26%削減する」という「地球温暖化対策計画」、2018年10月にIPCCが発表した1.5°C特別報告書を受けて、中長期的な温室効果ガス排出量の削減目標を設定する企業が増えていると考えられる。

図8 温室効果ガス排出量削減目標の設定

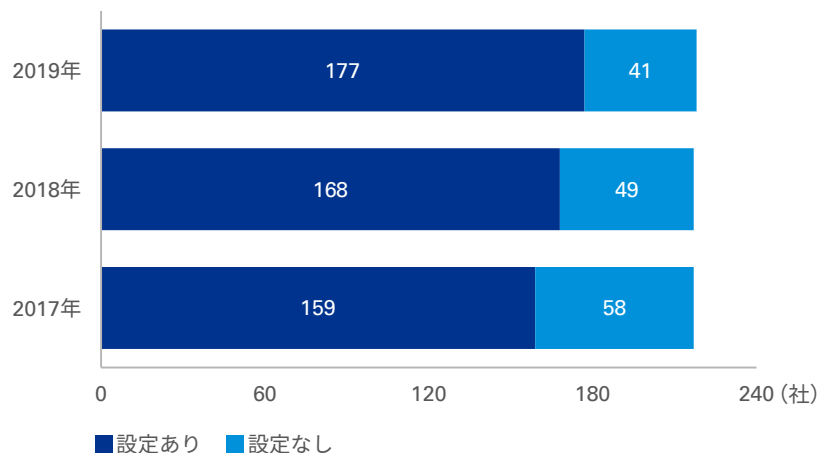
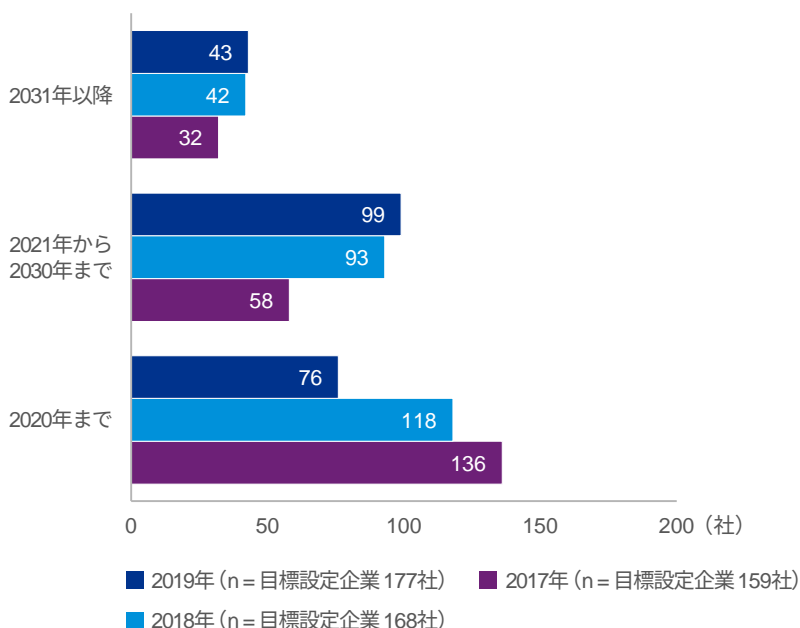


図9 温室効果ガス排出量の目標設定年



また、気候変動に伴うリスクについて、自らがどのように識別、評価、および管理しているかについて説明している企業は58社（27%）、気候変動のリスクと機会がもたらす自社の事業、戦略、財務計画への影響を説明している企業は74社（34%）、気候変動のリスクと機会に係る自社のガバナンスについて説明している企業は67社（31%）であった（図10）。気候変動に伴うリスクの情報開示については過去から継続して調査を行っているが、今回はTCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）が推奨する開示情報項目に従い、気候変動に伴うリスクの開示状況を調査した。今後はTCFD提言に沿った情報開示を行う企業が徐々に増えていくと考えられる。

温室効果ガス排出量は、スコープ1（燃料の使用などによって直接排出される温室効果ガスの排出量）、スコープ2（外部から供給される電気や熱の使用に伴って間接的に排出される温室効果ガスの排出量）、スコープ3（スコープ1、2以外の間接的排出量）に区分される。スコープ3排出量を開示している企業は前年から15社増加して157社（72%）となり、ほぼすべてのカテゴリにおいて開示企業が増加している（図11）。

図10 気候変動に関わる定性的な記述

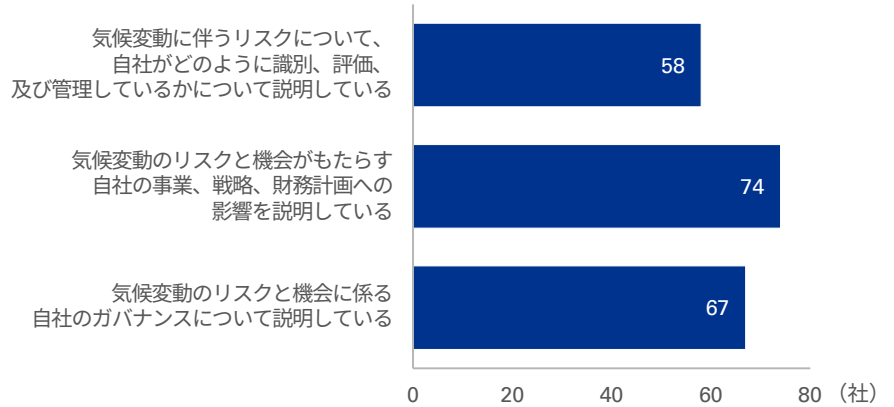
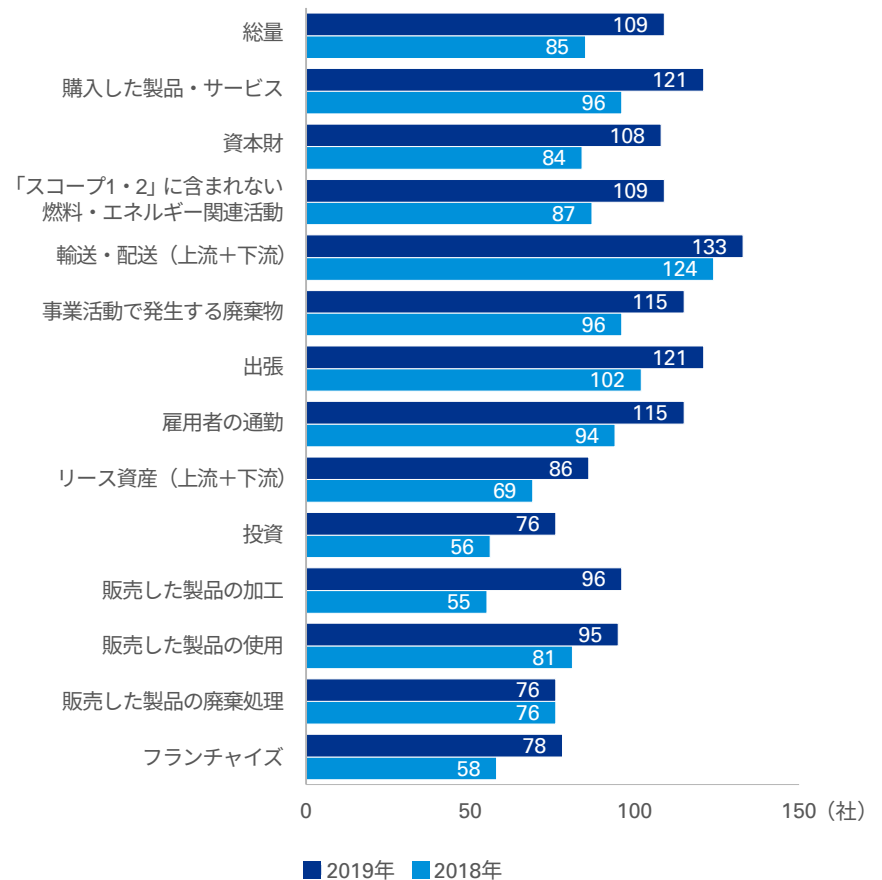


図11 スコープ3排出量開示の推移

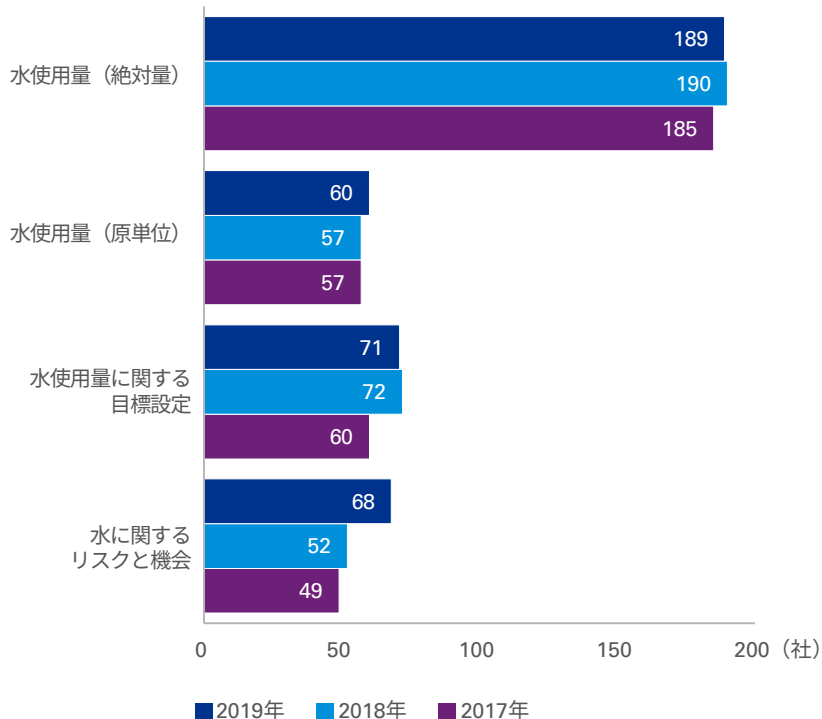


3-2. 水資源に関する開示

人類が利用可能な水資源の量には限りがある一方で、水に対する需要は増加している。人口増加や農産物の生産増に起因する淡水需要の増加を受け、世界の多くの地域において水ストレスは今後ますます深刻になると予想されている。これは、特に海外に生産拠点を有していたり、輸入原材料に依存している日本企業にとってはリスクである。このような水リスクに気付いた投資家は、企業がどのような水リスクにさらされており、水リスクに対してどのような対応戦略を持っているか知りたいと考えている。

水使用量（絶対量）を開示している企業は189社（87%）であり、昨年より1社減少した（図12）。また、71社（33%）は水使用量に関する目標設定を行っている。水使用量などの定量的な情報に比べて開示している企業はまだ少ないものの、水に関するリスクと機会についての情報を開示している企業は前年より16社増えて68社となった。

図12 水資源に関する開示



3-3. 人権に関する開示

自社の操業における人権の尊重や保護に関する基本的な方針やコミットメントを表明している企業は189社（87%）と前年から9社増加した。また、人権リスク評価や人権デューデリジェンスのプロセスを開示している企業、人権に関するモニタリング結果を開示している企業は、それぞれ80社（37%）と33社（15%）に増加した（図13）。サプライチェーンにおける人権の尊重や保護に関して、方針やコミットメントを表明している企業は151社（69%）、リスク評価やデューデリジェンスのプロセスを開示している企業は89社（41%）、モニタリングの結果を開示している企業は41社（19%）と、それぞれ前年から増加した（図14）。調査した項目すべてにおいて開示企業数は増加しており、投資家を含むステークホルダーからの高まる要求に応えようとする企業の対応姿勢がうかがえる。

ESGのS（社会）の側面において、昨今投資家の関心が高まっているのが「人権」である。2011年に「ビジネスと人権に関する指導原則」が国連にて採択されたことを契機とし、いわゆる「ビジネスと人権」が国際人権法のなかの1つの研究領域として学術的に研究が進められてきた一方、投資家の企業投資判断に資するESG情報の提供を目的とした各種ESG評価機関などへの対応が、企業の人権尊重にかかる取組を後押ししてきた。

今後も世界的に企業に対する要求はますます高度化し、情報開示の圧力も強まっていくことが想定されており、日本企業には、より一層人権について開示の充実を図っていくことが期待されている。

図13 人権に関する開示内容（自社）

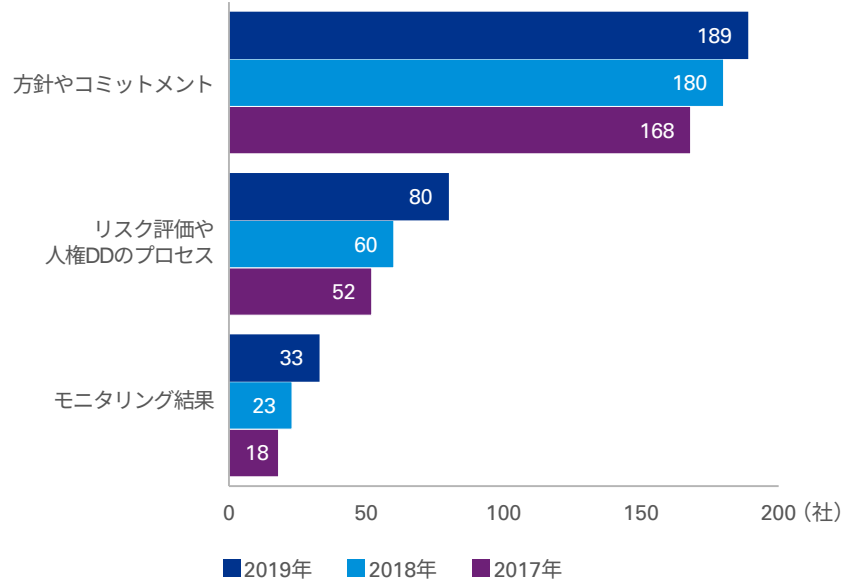
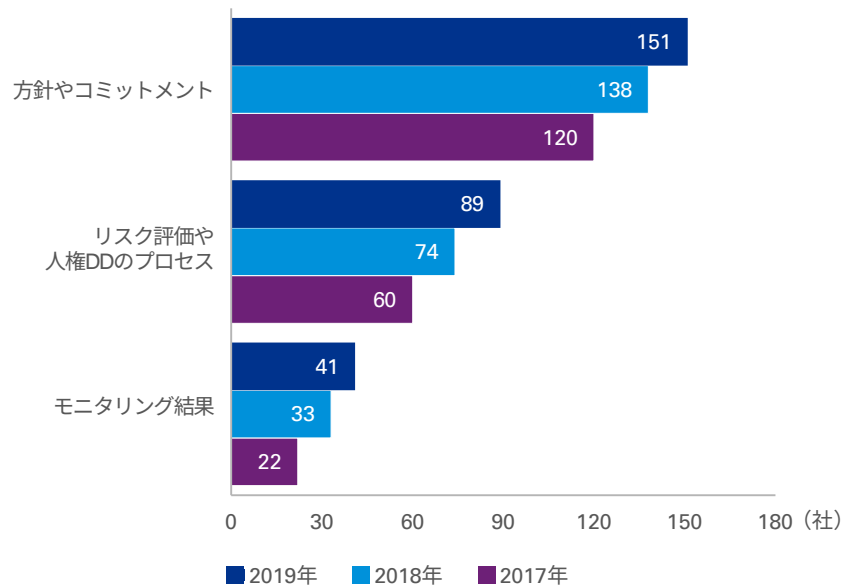


図14 人権に関する開示内容（サプライチェーン）

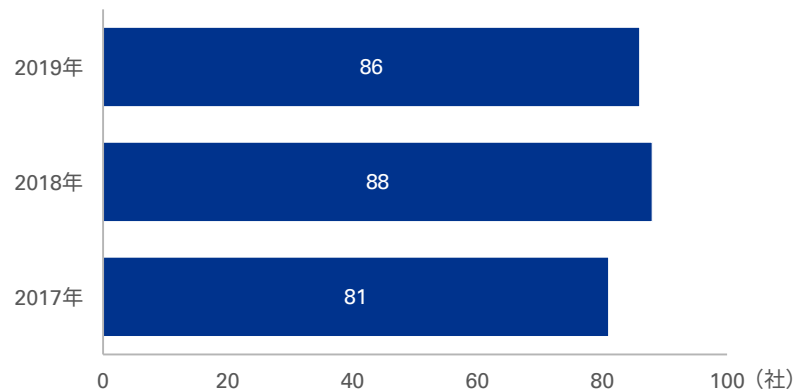


3-4. 紛争鉱物に関する開示

金、スズ、タンタル、タングステンの4鉱物は、コンゴ民主共和国やその周辺国において武装勢力や反政府組織の資金源となっている場合があり、企業がこうした鉱物を調達することが間接的に非人道的行為や紛争の長期化、人権侵害を助長することにつながるとして、米国では紛争鉱物開示規則が2012年に成立し、米国の証券取引所に上場する企業は、自社製品に上記4鉱物（いわゆる「紛争鉱物」）を使用しているか否かを証券取引委員会（SEC）に報告することが規定された。この規則は、SEC登録企業に対しサプライチェーンの調査およびデューデリジェンスの実施を求めており、電子機器・通信・自動車・産業機器をはじめとした広範な業種のサプライチェーンにおいて、SEC非登録企業を含む多くの企業にもその影響が及ぶものとなっている。また、欧州においても紛争鉱物資源に関する規則が定められ、2021年1月からEU域内の精錬企業や輸入事業者には、調達する鉱物が紛争や人権侵害を助長していないことを確認するデューデリジェンスを実施することが求められている。

2019年の紛争鉱物に関する方針や取組を開示している企業数は86社（39%）であり、昨年から2社の減少となった（図15）。

図15 紛争鉱物に関する開示



3-5. 人材の多様性に関する開示

産業の競争力を維持・強化していく上では、多様な人材の活用が欠かせない。特に、企業においては管理職や役員などの指導的地位への登用を含め、女性はその能力を最大限に活用することが期待されている。2015年6月に東京証券取引所が公表したコーポレートガバナンス・コードでは、「女性の活躍推進を含む社内での多様性の確保」（原則2-4）が盛り込まれ、社内における多様性の確保の推進が上場企業に求められることとなった。さらに2018年6月の同コードの改訂では、「取締役会は、（中略）ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである」（原則4-11）とされた。コーポレートガバナンス・コードとステewardシップ・コードの附属文書として金融庁が公表した投資家と企業の対話ガイドラインに基づき、取締役として女性が選任されているかなど、原則の実施状況の説明を投資家から求められる可能性がある。

マネジメント層の男女比率を開示する企業は年々増えており、2019年に管理職の男女比率（あるいは女性比率）を開示している企業は187社（86%）であった。また、従業員と新入社員の男女比率を開示している企業はそれぞれ183社（84%）と133社（61%）であった（図16）。

2019年に女性の登用に関する方針と取組を開示している企業は、それぞれ173社（79%）と203社（93%）であった。また、過半数（138社、63%）の企業が女性管理職比率の目標を開示しているのに対し、女性役員比率の目標を開示している企業はわずか16社（7%）に留まっている（図17）。女性の登用に関する方針や取組、女性管理職比率の目標に関する開示が進む一方で、役員における女性比率の目標開示は進んでいない。

図16 役員・管理職・従業員・新入社員の女性比率に関する開示

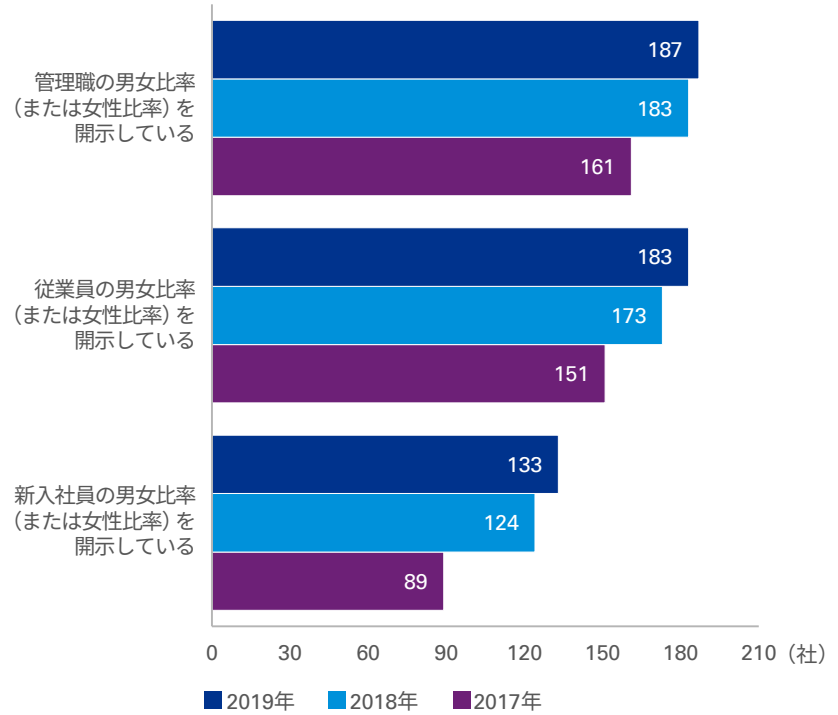
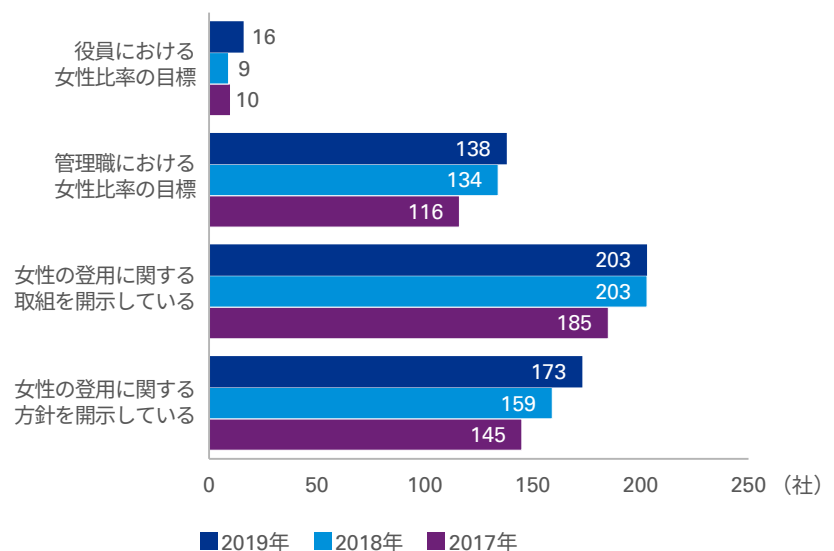


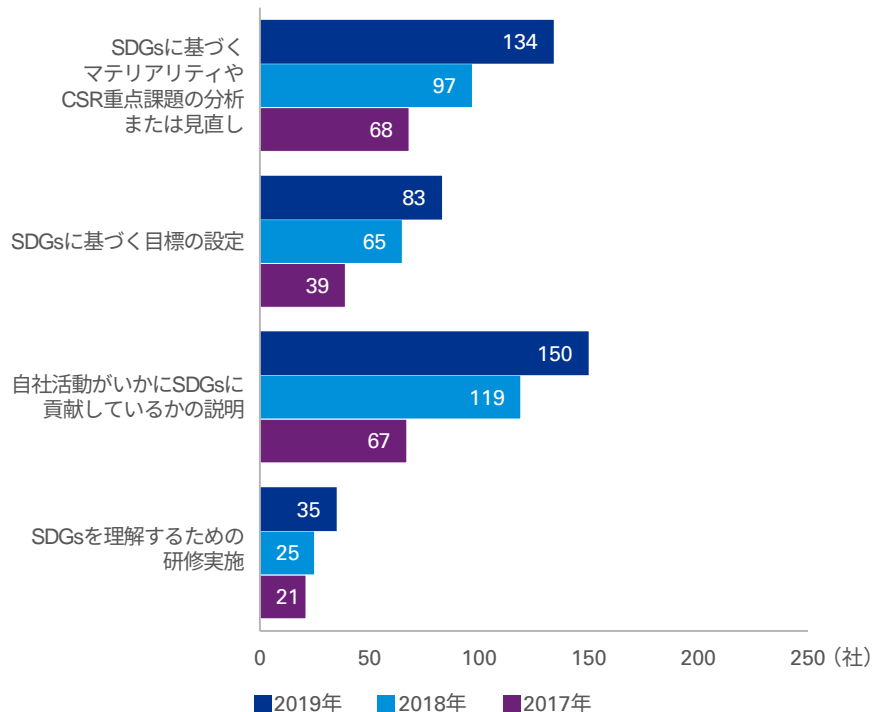
図17 女性の登用に関する方針・取組・目標の開示



3-6. SDGsに関する開示

2015年に国連で採択されたSustainable Development Goals (SDGs)は、17の分野別の目標と169のターゲットによって構成されており、企業は、目標を達成する上での重要なパートナーと位置付けられている。企業のSDGsに関する開示は年々増加傾向にあり、自社活動をSDGsに関連付けて説明している企業は119社(55%)から150社(69%)に、SDGsに基づいた重点課題の分析や見直しを行っている企業は97社(45%)から134社(61%)へと大きく増加している。また、SDGsに基づく目標設定を行っている企業は65社(30%)から83社(38%)に増加している(図18)。SDGsに関連する情報を開示する企業は大幅に増えているものの、既存の取組とSDGsとのマッピングを行うに留まっている企業が多く、SDGsに基づく目標を設定した上で取組を推進している企業は少ないと言える。

図18 SDGsへの取組に関する開示



4 おわりに

日経225の構成銘柄となっている日本企業225社を対象とした本調査は今年で10回目となった。この10年間で、調査対象企業225社のうちサステナビリティ報告を行っている企業は2010年調査の197社（88%）から2019年調査の218社（97%）に増加した。また、2010年調査で対象とした個別報告項目は温室効果ガス排出量と生物多様性のみであったが、2019年調査では、温室効果ガス排出量、水資源、人権、紛争鉱物、人材多様性、SDGsへと拡大している。これはサステナビリティ報告において開示が期待される内容が多様化

していることに伴うものである。さらに、2010年調査では非財務情報に対して第三者保証を受ける企業は34社（17%）のみであったのに対し、2019年調査では133社（61%）に増加しており、非財務情報に対する第三者保証も着実な広がりを見せている。

このように、日本企業のサステナビリティ報告には着実な進展がみられるものの、その開示内容には世界的な開示慣行やステークホルダーの情報ニーズに照らすと以下のような課題が残る。

重要な情報へのフォーカス

重要性の検討プロセスと結果として特定された重要課題について開示している企業は、報告企業全体の72%にまで増加しており、重要課題を最初に明確にした上で、それを起点として目標設定を行い、取組や実績を開示するということが日本企業の間でも定着してきたと考える。しかし、まだ3割の日本企業は、サステナビリティ課題の重要性の評価を行っておらず（あるいは少なくとも重要性の決定プロセスについての説明を行っておらず）、サステナビリティ情報の利用者のニーズを考慮すれば、企業が固有の状況に照らして重要性評価を行い、重要な情報にフォーカスされた報告を行うことがより一般的な慣行となる必要がある。

報告基準への対応

報告基準として広く用いられているGRIスタンダードへの準拠を明確に宣言している企業は前年の35社から34社に減少し、大多数は準拠規準を満たさずにGRIスタンダードを利用している。しかし、世界的には多くの企業がGRIスタンダードに準拠していると主張しており、多数の日本企業が準拠規準を満たさない形でGRIスタンダードを利用する状況は特異的である。企業が開示するサステナビリティ情報の透明性や比較可能性を確保するためには、何らかの世界的な報告基準（GRIスタンダードがその1つである）に準拠した報告を行うことが望まれる。

環境パフォーマンス指標の保証の範囲

開示するサステナビリティ情報に対して第三者保証を受けている企業は133社に増加し、報告企業の6割を超えた。このうち1社を除く132社は環境パフォーマンス指標について第三者保証を受けているが、そのうちの1/3強はGHG排出量のみを保証対象としている。情報利用者が関心を持つ企業の環境パフォーマンスはGHG排出量だけであるとは限らないことを考慮すれば、GHG排出量以外の重要な環境パフォーマンス指標に対しても保証を受ける企業が増加することが期待される。なお、第三者保証を受けている企業において、保証報告書の掲載場所がわかりにくい事例や、保証報告書の文字が不鮮明で内容が判別できない事例があった。第三者保証の趣旨を鑑みれば、保証報告書は、情報利用者のアクセスが容易であり、かつ、記載内容が判別できる状態で開示される必要がある。

温室効果ガス排出量削減の長期目標の開示

2031年以降を目標年とした長期的な削減目標を設定し、それを開示している企業は、前年と同様、報告企業全体の20%に留まっている。SBTやRE100等の国際的な気候変動イニシアティブの影響が高まっており、低炭素社会への移行を促進する取組が求められている中で、企業には、長期的視点に基づいた企業の温室効果ガスの削減に関する目標を設定し、開示することがより一層期待されていると言える。

気候変動に関する情報開示

2017年に公表されたTCFD提言に沿った開示を行う企業は依然少数に留まっており、気候変動のリスクと機会をもたらす事業、戦略、財務計画への影響について説明している企業は74社であった。気候関連財務情報を利用する側の情報ニーズがさらに高まってきていることを鑑みると、TCFD提言に沿った気候変動に関連するガバナンス、戦略、リスクや機会についての情報開示を拡充する必要があると言える。

人権に関する開示

人権に関連する調査項目すべてにおいて開示企業数は増加しており、ステークホルダーからの高まる要求に応えようとする企業の対応姿勢がうかがえる。しかしながら、自社の操業、サプライチェーンのいずれにおいても、人権リスク評価や人権デューデリジェンスのプロセス、人権に関するモニタリング結果を開示している企業は依然少ない。各種ESG評価機関やCHRBなどの格付評価に見られるように、昨今投資家が企業投資判断のためのひとつの要素として人権課題に注目しており、企業は人権に関する開示をより一層拡充することが期待される。

SDGsに関する情報開示

自社活動をSDGsに関連付けて説明している企業は増加しており、SDGsに基づく重要課題の分析や見直し、SDGsに関連する企業の取組に関する情報を開示している企業は大幅に増えているが、依然既存の取組とSDGsとのマッピングの開示に留まっている企業が多い。SDGsに基づく目標を設定や、SDGsに基づくマテリアリティやCSR重点課題の分析又は見直しに関する情報開示を拡充する必要があると言える。

Contact us

齋藤 和彦

KPMGあずさサステナビリティ株式会社

代表取締役

T: (03) 3548 5303

E: kazuhiko.saito@jp.kpmg.com

船越 義武

KPMGあずさサステナビリティ株式会社

代表取締役

T: (03) 3548 5303

E: yoshitake.funakoshi@jp.kpmg.com

松尾 幸喜

KPMGあずさサステナビリティ株式会社

取締役

T: (06) 7731 1304

E: yukinobu.matsuo@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/sus

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. 20-5037

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.